

令和3年分

# 確定申告事前準備の手引き

## 簡易版

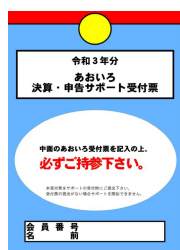
**必ずご確認ください!!**



一般社団法人品川青色申告会

# 目次

- ◆ 税制の主な変更点等 p. 2
- ◆ 新型コロナウイルス感染拡大防止の対策 p. 3
- ◆ 決算・申告サポートのご利用について p. 4
- ◆ 確定申告のお知らせについて p. 6
- ◆ マイナンバーの提出について p. 6



これらの書類は12月号会報にて直接配布しています。  
また、品川青色申告会HPよりダウンロード可能です。

例年配布していた【確定申告書の下書き】及び【決算チェックシート】についてはWEB上で配布させていただきます。

また、【確定申告事前準備の手引き一詳細版】についても同様にWEB上で配布させていただきます。

必要な方は下記URLよりダウンロード・印刷等お願い致します。

ご希望の方は書類の配布を致しますので、事務局までご連絡ください。

## ◆確定申告書（国税庁HP）

⇒ <http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/O1/shinkokusho/O2.htm>



## ◆下書き用決算書・決算チェックシート

## ◆確定申告事前準備の手引き一詳細版（品川青色申告会HP）

⇒ <http://shinagawa-airo.gr.jp>

その他確定申告に役立つ集計表を掲載予定です



# 税制の主な変更点等

詳細は事務局までお問い合わせください。

## 👉 令和3年分確定申告に影響する事項

### 税務関係書類における押印義務

提出者の押印をしなければならない税務関係書類について、原則として押印が不要となりました。  
※事務局で確定申告を行う場合は、押印が必要な書類があるため、従来通りご持参ください。

### 寄附金控除を受ける際の提出書類

ふるさと納税の寄附金控除を受けるにあたって、自治体が交付する寄附金の証明書に代え、国税庁の指定を受けた、ふるさと納税ポータルサイトが交付する証明書の添付も可能となりました。

## 👉 令和4年分以降に影響する事項

令和4年1月1日以降に記帳する帳簿や領収書等の保存について主に次のような改正がされました。

- (1) 電子帳簿保存の要件が緩和されました。
- (2) 領収書等のスキャナ保存の要件が緩和されました。
- (3) 電子取引（下記参照）に関する取引情報の資料は、データ保存のみが認められます。（印刷不可）

### ◆電子取引に該当する取引の例

- ・電子メールやDVD等により領収書、請求書その他取引情報のデータ（PDF等）を受領
- ・クレジットカードその他電子決済で経費を支払った場合の利用明細データ など

### ◆保存方法の例

- ① 事務処理規定を作成（様式・詳細はお問い合わせください。）又はタイムスタンプを付与
- ② 検索できるようにファイル名を付ける  
例）2022年10月1日に受け取った100,000円の領収書  
⇒ファイル名「20221001\_取引先名\_100,000」
- ③ 「取引先」や「各月」のフォルダを作って保存  
※訂正削除の記録が残るクラウドサービス等を利用し、長期保存（7年）できる場合は上記保存方法は不要です。

## 👉 **令和5年10月よりインボイス制度がスタートします！**

インボイス制度がスタートすると、次のような方はインボイス（適格請求書）の発行を求められる可能性があります。

- ◆ **売上相手（取引先）が事業者の方**
- ◆ **店舗や事務所等の貸付物件のある方 等**

令和5年10月からインボイスを発行するためには、令和5年3月までに登録申請手続きが必要です。  
インボイスの登録を行った方は、売上の規模にかかわらず消費税の納税義務が生じます。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止の対策

## 決算・申告サポートのスケジュールについて

令和4年 1/12(水)～1/31(月)	来局者順による受付
2/1(火)～3/8(火) <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">サポート 終了</span>	完全予約制
<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">予備日!</span> 3/9(水)～3/15(火)	来局者順による受付※

※万が一事務局内で感染者が発生した場合、事務局を一時的に閉鎖する可能性があります。  
不測の事態に備え、3/8(火)までにサポートを受けてください。期限後申告に伴う不利益に関して当会は一切の責任を負いかねます。



## ご来局について

### ◆ マスクの着用・手指消毒にご協力ください

ご来局の際は必ずマスクを着用し、手指消毒にご協力ください。  
特に、サポート時はマスクの着用を義務付けとさせていただきます。



### ◆ 体調の優れない方は来局をご遠慮ください

体調の優れない方、咳・発熱をされている方は来局をご遠慮下さい。受付の際に検温させていただきます、体温が37.5℃以上の方は入室をお断りいたします。  
また、体調のすぐれない方、発熱のある方は回復後一週間空けてからご来局ください。



### ◆ 混雑回避にご協力ください

来局はできるだけ少人数でご来局ください。  
三密回避のため、待合室の席を通常より減らしています。待合室が混雑する場合は、外でお待ちいただく場合があります。



### ◆ ご来局が難しい方はご相談ください

持病や感染、遠方地等、期限内の来局が難しい方又は不安を感じている方は、次ページの【オンライン確定申告サポート】も含めお早めにご相談ください。



# 決算・申告サポートのご利用について

## 決算申告サポートの流れ

**1時間ルールにご協力ください!!**

**受付**

検温・手指消毒・マスクの着用

**受付票の提出  
決算書・集計表等の提出**

次のような方はお申し出ください。

- ◆ 仮決算済の方
- ◆ 会計ソフトの方

**サポート  
(書類預かり)**

職員が書類に基づいてデータ入力

申告に誤りがあったら…

事務局で訂正が可能ですので、お早目にご相談ください。

正式な控えが早急に必要の方は

早急に提出しますので、サポート時にお申し付けください。

**提出  
控えの受け取り**

再度内容を確認後、控えをお渡しし、当会が税務署へ提出します。

**サポート  
(書類の確認)**

職員と一緒に内容を確認

## サポートについてのご案内

### 【**仮決算**の提出を推奨しています】

事前に【仮集計した決算書】又は【集計表】をご提出いただくことで、決算・申告サポートの当日に優先案内をいたします。

併せて確定申告に必要な証明書のコピーをご提出いただくと、当日のサポートが短縮できます。

直接持参もしくは下記へ郵送又はメール ※サポートの3営業日前までにご提出ください。

◆郵 送：〒140-0004東京都品川区南品川4-2-32 一般社団法人品川青色申告会 宛

◆メール：karikessan@shinagawa-aioro.gr.jp (画像又はPDFのみ受付)

### 【ご来局の難しい方へ】

ご来局の難しい方は、メールによる【オンライン確定申告サポート】を受付しています。

**令和4年2月28日まで受付!!**

**申込  
書類の提出**

**内容の確認**

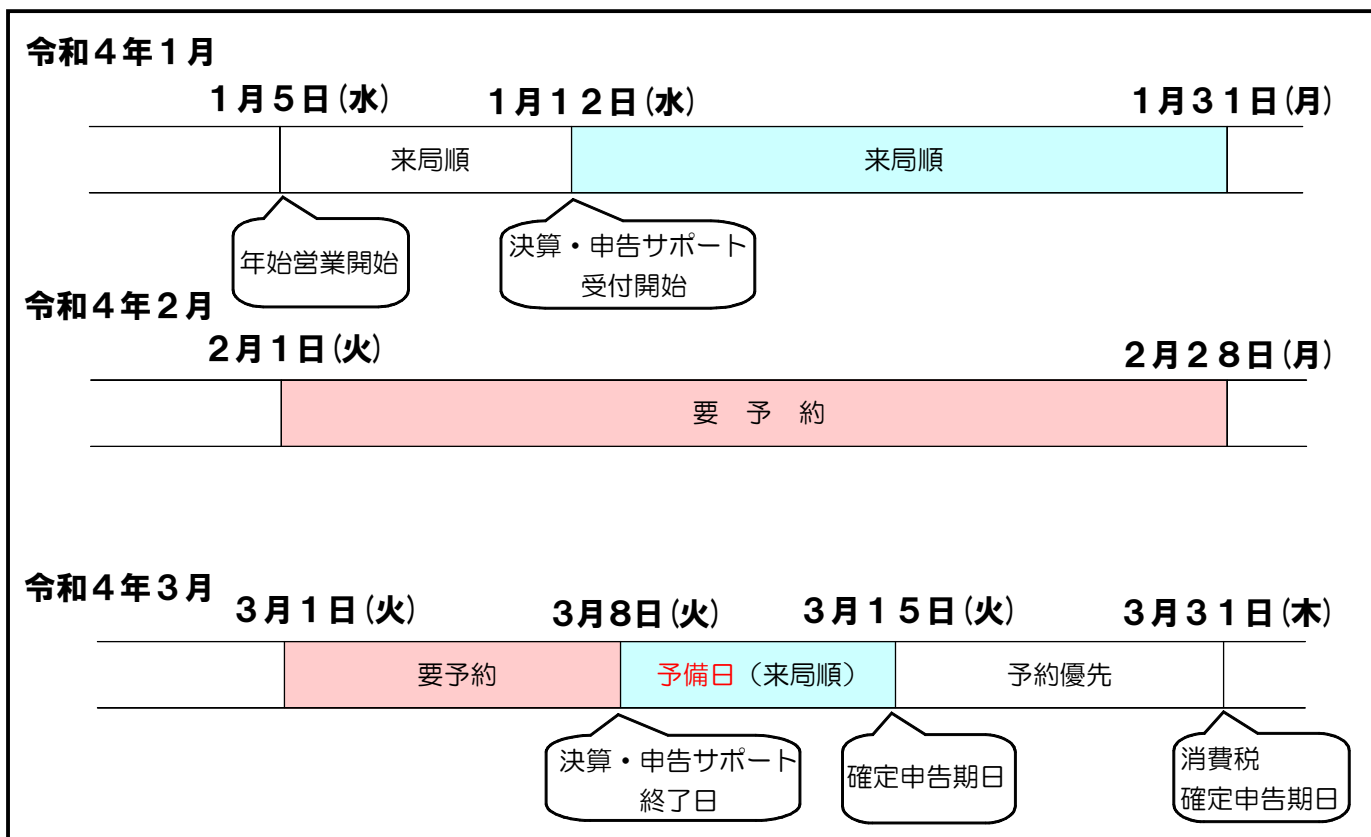
**事務局で  
提出**



詳しくは(一社)品川青色申告会HP (<https://shinagawa-aioro.gr.jp/>)  
または事務局までお問い合わせください。

# 決算・申告サポートのご利用について

## 決算・申告サポートの日程



### 受付時間について

令和4年 1/12~1/31、3/9~3/15

平日 【午前】 9:00~11:00 【午後】 13:00~16:00

土曜日 【午前】 9:00~11:00

令和4年 2/1~3/8 (要予約)

平日 【午前】 9:00~11:30 【午後】 13:00~16:30

土曜日 【午前】 9:00~11:30



## サポートを受けるにあたってのお願い

会計ソフトをご利用の方

令和4年1月11日までに**記帳サポート**を受けてください。

**必須!**

ふるさと納税を複数行った方

集計作業短縮のため、利用されたふるさと納税ポータルサイトより**証明書**を印刷してご持参ください。

**必須!**

配当金を特定口座(源泉有)以外で受け取っている方

集計作業短縮のため、**配当金の一覧**を作成してご持参ください。

[記載項目]

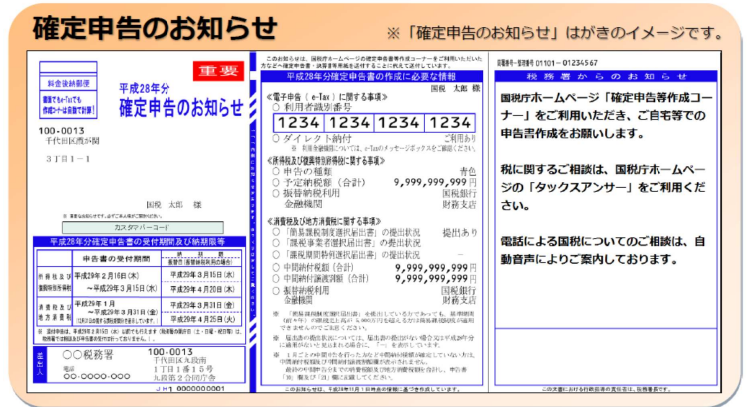
- ・配当金の金額(源泉徴収前)
- ・源泉所得税額
- ・源泉住民税額
- ・各金額の合計

# 確定申告のお知らせについて

昨年の確定申告を下記の方法で提出した方は、1月中旬～下旬頃に税務署より確定申告書類の代わりに「確定申告のお知らせ」（ハガキ又は封書）が届きます。申告に必要な情報が載っていますので、「確定申告のお知らせ」を必ずご持参ください。

※お手元がない場合でもサポートを受けることは可能です。  
その場合、サポートに時間がかかる場合があります。

- ・ 青色申告会経由で申告した方
- ・ 税理士に依頼した方
- ・ 各相談会場で提出した方
- ・ e-Taxを利用して申告した方
- ・ 税務署でパソコンを使って申告した方



# マイナンバーの提出について

平成28年より税務署への提出書類にマイナンバーの記載が義務付けられました。確定申告の際には本人と配偶者・扶養親族分の記載が必要です。

確定申告をする方との関係	必要書類
本人	マイナンバーカードのコピー 又は 通知カード+免許証又は健康保険証等のコピー
配偶者・扶養親族	マイナンバーの分かるもの（メモ書き、写真可）



通知カード（見本）



マイナンバーカード（見本）

※事前にコピーをご用意ください。



**一般社団法人 品川青色申告会**

**〒140-0004東京都品川区南品川4-2-32品川税経会館 1F**

**TEL:03-3474-7564 FAX:03-3458-2616**